

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（お知らせ）

標記につきましては、令和5年10月より適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」）が開始されることとなりました。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要になるといった現行制度からの変更点があります。また、制度の円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度開始後の3年間（令和5年10月1日から令和8年9月30日）は仕入税額の80%、その後の3年間（令和8年10月1日から令和11年9月30日）は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

この度、経済産業省を通じて財務省及び国税庁よりインボイス発行事業者の登録申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加することが予想されることから、できるだけ早期の登録申請の協力依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては従業員や関係者等に対して、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、インボイス制度に関する資料を別添1から3のとおりお送りいたしますとともに、国税庁の同制度に関するサイトについてもご紹介させていただきます。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

以上

発信手段：Eメール、担当：保安・業務グループ 瀬谷、北邨、野本